

○営業の廃止命令

第15条第2項

改正 平成26年3月20日 平成29年3月22日

令和6年4月1日

処分基準

令和6年4月1日作成

法令名	探偵業の業務の適正化に関する法律
根拠条項	第15条第2項
処分の概要	営業の廃止命令
原権者（委任先）	岡山県公安委員会
法令の定め	探偵業の業務の適正化に関する法律第3条（欠格事由）
処分基準	法第3条各号のいずれかに該当する者が探偵業を営んでいる場合（法第4条第1項に規定する届出をしないで探偵業を営んでいる者にあつては、その営業が探偵業に当たることについての認識が全くなく、これがやむを得ないと考えられるような特段の事情があり、かつ、指導、警告に従って営業を廃止することが確実であるときを除く。）は、営業の廃止命令を行うものとする。
問い合わせ先	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室